

2020年4月10日

逗子市

新型コロナウイルスに関する職員の感染予防措置について

～在宅勤務を実施します～

本市では、これまでも、時差出勤、年次休暇取得の奨励、特別休暇の運用などにより、職員の新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組んできました。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令を受け、次のとおり「在宅勤務」を新たに開始することとします。

●在宅勤務の実施

出勤することのリスクを可能な限り軽減することを目的に、緊急事態宣言の発令期間中、職員の出勤を2/3程度に縮小し、勤務場所へ出勤しない職員については、「在宅勤務」を行うことを基本とします。

市民の皆様には、業務、窓口体制の縮小等の影響により、ご不便をお掛けすることがあろうかと思いますが、しばらくの間、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先：

総務部職員課 三ッ森・山下

電話：046-873-1111 内線 361